仙台市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

仙台市特別用途地区建築条例（昭和四十八年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「制限」を「制限等」に改める。

第二条第一項を削り、同条第二項中「別表第二」を「別表第一」に改め、同項を同条とする。

第三条中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第四条第一項中「別表第四」を「別表第三」に改め、同条第二項中「別表第四」を「別表第三」に、「別表第四の二」を「別表第四」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「特別工業地区」を「第一種特別工業地区」に改める。

第十一条各号中「第六条」を「第九条」に改め、同条を第十五条とし、第十条を第十四条とする。

第九条中「第六条」を「第九条」に改め、同条を第十三条とする。

第八条中「第二条第一項ただし書、同条第二項ただし書」を「第二条ただし書」に、「又は第六条ただし書」を「、第六条ただし書、第七条ただし書、第八条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第九条第一項ただし書若しくは第二項ただし書」に改め、同条第二号及び第三号中「第六条」を「第九条」に改め、同条を第十二条とし、第七条を第十一条とし、第六条を第七条とし、同条の次に次の三条を加える。

（国際文化交流拠点地区内の建築制限）

第八条　第二種中高層住居専用地域内に指定された国際文化交流拠点地区内においては、法第四十八条第四項の規定によるほか、別表第十一に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が国際文化交流拠点地区の目的を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2　第二種住居地域内に指定された国際文化交流拠点地区内においては、法第四十八条第六項の規定によるほか、別表第十二に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が国際文化交流拠点地区の目的を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

（国際学術研究拠点地区内の建築制限）

第九条　第二種中高層住居専用地域内に指定された国際学術研究拠点地区内においては、法第四十八条第四項の規定によるほか、別表第十一に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が国際学術研究拠点地区の目的を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2　第二種住居地域内に指定された国際学術研究拠点地区内においては、法第四十八条第六項の規定によるほか、別表第十二に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が国際学術研究拠点地区の目的を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、こ

の限りでない。

（建築物の用途に関する制限の緩和）

第十条　別表第十三の第一欄に掲げる用途地域内に指定された同表の第二欄に掲げる特別用途地区内においては、同表の第三欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の第四欄に掲げる建築物を建築することができる。

第五条の次に次の一条を加える。

（第二種特別工業地区内の建築制限）

第六条　工業専用地域内に指定された第二種特別工業地区内においては、法第四十八条第十三項の規定によるほか、別表第十に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

別表第一を削り、別表第二を別表第一とし、別表第三を別表第二とし、別表第四を別表第三とし、別表第四の二を別表第四とする。

別表第十中「第五条」の下に「、第六条」を加え、同表の次に次の三表を加える。

別表第十一（第八条、第九条関係）

一　貸切風呂その他これに類するもの

二　簡易宿泊所

三　前二号に掲げる建築物以外の建築物で環境を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めて市長が指定するもの

別表第十二（第八条、第九条関係）

一　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

二　ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場

三　貸切風呂その他これに類するもの

四　ホテル、旅館又は簡易宿泊所

五　物品販売業を営む店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの

六　カラオケボックスその他これに類するもの

七　床面積の合計が十五平方メートルを超える畜舎

八　前各号に掲げる建築物以外の建築物で環境を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めて市長が指定するもの

別表第十三（第十条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
工業専用地域	第二種特別工業地区	法第四十八条第十三項	一　自動車修理工場又は自動車整備工

	第二種中高層住居専用地域		
	国際文化交流拠点地区		
場に併設される物品販売業（自動車又はその部品の販売業に限る。）を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートル以内のもの 二　自動車修理工場又は自動車整備工場に併設される自動車に直接燃料を供給するための施設に附帯する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以内のもの	法第四十八条第四項	一　博物館 二　美術館 三　劇場、映画館、演芸場又は観覧場 四　展示場 五　集会場	法第四十八条第六項
	第二種住居地域		
	国際文化交流拠点地区		
		一　劇場、映画館、演芸場又は観覧場 二　展示場	

附　則

この条例は、市長が定める日から施行する。